

## 総務委員会会議録

日時 平成22年3月8日(月) 開会時間 午前10時04分  
閉会時間 午後4時14分

場所 第3委員会室

委員出席者 委員長 保延 実  
副委員長 白壁 賢一  
委員 土屋 直 高野 剛 棚本 邦由 山下 政樹  
望月 勝 仁ノ平尚子

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

知事政策局長 平出 亘 企画部長 中澤 正徳  
知事補佐官 曾根 哲哉 県民室長 窪田 守忠  
知事政策局次長 安藤 輝雄 知事政策局次長(秘書課長事務取扱) 藤江 昭  
政策参事 八木 正敏 政策参事 原間 敏彦 広聴広報課長 堀内 久雄  
行政改革推進課長 市川 由美  
企画部次長 田中 宏 企画部次長(リニア交通課長事務取扱) 小林 明  
企画課長 末木浩一 世界遺産推進課長 高木 昭  
北富士演習場対策課長 小林 隆一 情報政策課長 石原 光広  
情報産業振興室長 小田切 一正 統計調査課長 奈良 政文  
県民生活・男女参画課長 河野 義彦 消費者安全・食育推進課長 小松 万知代  
生涯学習文化課長 望月 和俊

総務部長 古賀 浩史 会計管理者 中村 康則  
人事委員会委員長 中矢 恵三 代表監査委員 戸島 義人  
選挙管理委員会委員長 戸栗 敏  
総務部防災危機管理監 清水 文夫 総務部理事 依田 正司  
総務部次長 飯沼 義治 総務部次長(人事課長事務取扱) 芦沢 幸彦  
職員厚生課長 野中 進 財政課長 福富 茂 税務課長 望月 明雄  
管財課長 矢島 孝雄 私学文書課長 鈴木 治喜 市町村課長 青柳 治  
消防防災課長 堀内 浩将  
出納局次長(会計課長事務取扱) 山本 一 管理課長 樋口 雅行  
工事検査課長 加藤 公平  
人事委員会事務局長 土屋 正文 人事委員会事務局次長 横森 公夫  
監査委員事務局長 佐々木 正彦 監査委員事務局次長 成島 秀栄  
議会事務局次長 秋山 裕一

議題 (付託案件)

- 第1号 公立大学法人山梨県立大学への職員の引継ぎに関する条例制定の件
- 第2号 山梨県立大学の公立大学法人への移行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件
- 第3号 山梨県部等設置条例中改正の件

- 第4号 山梨県の事務処理の特例に関する条例中改正の件
- 第5号 山梨県情報公開条例等中改正の件
- 第6号 山梨県安全・安心なまちづくり条例中改正の件
- 第7号 山梨県職員定数条例中改正の件
- 第8号 山梨県職員給与条例等中改正の件
- 第9号 山梨県手数料条例中改正の件
- 第33号 全国自治宝くじ事務協議会規約中変更の件
- 第34号 関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会規約中変更の件
- 第35号 包括外部監査契約締結の件
- 請願第19-10号 保険業法の制度と運用を見直し、自主的な共済の保険業法の適用除外を求めることについて
- 請願第21-7号 日本軍「慰安婦」問題に対して、政府に誠実な対応を求めることについての請願事項の1及び2
- 請願第22-3号 永住外国人に対する地方参政権付与の法制化に反対する意見書を国へ提出することを求めることについて
- 請願第22-4号 日米地位協定に関わる「裁判権放棄の日米密約」の調査・公表・破棄を求める意見書の採択を求めることについて

(調査依頼案件)

- 第17号 平成22年度山梨県一般会計予算第1条第1項歳入歳出予算の総額、同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第3条債務負担行為中総務委員会関係のもの、第4条地方債、第5条一時借入金並びに第6条歳出予算の流用
- 第23号 平成22年度山梨県市町村振興資金特別会計予算
- 第24号 平成22年度山梨県県税証紙特別会計予算
- 第25号 平成22年度山梨県集中管理特別会計予算
- 第29号 平成22年度山梨県公債管理特別会計予算

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定し、調査依頼案件については、原案に賛成すべきものと決定した。  
また、請願第19-10号、請願第21-7号及び請願第22-4号については継続審査すべきもの、請願第22-3号については採択すべきものと決定した。

審査の概要 午前10時4分から午前10時31まで知事政策局・企画部関係、休憩をはさみ、午前11時03分から午後4時14分まで総務部・出納局・人事委員会事務局・監査委員事務局・議会事務局関係（午前11時48分から午後1時2分と午後2時23分から午後3時2分まで休憩をはさんだ）の審査を行った。

主な質疑等 知事政策局・企画部関係

※第17号 平成22年度山梨県一般会計予算第1条第1項歳入歳出予算の総額、同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第3条債務負担行為中総務委員会関係のもの、第4条地方債、第5条一時借入金並びに第6条歳出予算の流用

質疑

(行政管理費について)

白壁委員

2日間にわたってということですが、休みの最中に幾つか考えてみたんですけど、まず、基本費用が445万7,000円、それと、監査人が日当6万9,000円、これが20日間で138万円、補助人が日当4万3,000円、10人で20日間、これが860万円、実費費用14万7,000円。これに消費税を掛けると、1,531万3,200円となるんですが、予算的には1,520万。この10万円ぐらいのものがどこへどのように飛んでいったのかわからないんですけど、こういうことが往々にしてあったんですね。昨年の21年度予算については、千七百四十数万円の金額が設定されている中で、たしか包括外部監査人から2,000万円近い請求が来ている。しかし、契約の上限として千七百何がしなので、その分は値引いているというか、上限ですからそれ以上払いませんよということですが、何かこの辺に矛盾を感じるんですが、1,520万円について、この10万円強というのはどういうとらえ方をしているんでしょう。

市川行政改革推進課長 ただいまの平成22年度の当初予算額が1,520万、そして、その差額についてでございますが、予算要望をする際の金額におきましては、この金額と少し差がありましたけれども、全国の報酬基準というものを踏まえますと、全国平均が1,519万7,000円ということでございます。これから換算しまして、1,520万円という金額で、財政課の査定の中で金額が決められたということでございます。

白壁委員

財政課の査定の中で。そういう言い方がいいのかどうなのかわかりませんが、全国的な基準の中で持っていったということですね。

そうなってくると、基本費用の445万7,000円というのも全国基準の中に沿った形で当てはめたということでしょうか。

市川行政改革推進課長 包括外部監査が導入当時ですけれども、平成10年度、公認会計士協会の報酬規定というものがございまして、その際に、基本費用について幾つかの例示がございまして、その中で一番低い金額の530万という金額を基本としております。そして、その際に、報酬規定をもとにしまして積算をしております。その報酬規定が一定の引き上げなどがあるものについて順次従っていった形になりまして、そして、この報酬規定が16年の4月に廃止されました。そこで全国も同様でございますけれども、その金額の積み上げ方をもとにしまして、全国の平均に準じる形で徐々に引き下げをしてきて、今の金額になっているということでございます。

白壁委員

それは金曜日にもお話をいただいたわけですが、それは、民間の報酬基準の中の一番下とかという話じゃないんですか。これは公共専門で、包括外部監査人、もしくは特定監査人に対して、県の基準、市町村の基準で示されたものでしょうか。

市川行政改革推進課長 公認会計士協会の基準によりますと、証券取引所の一部上場、それから二部上場、その他という3段階に分かれておりまして、その他の一番低い費用を準用しているということでございます。

白壁委員

その他というのは、私が考えるには、多分、一部上場、二部上場、その他というのは、非上場であっても、株主が相当いたり、どうしても監査を受け

たいという人たちもいるわけですよ。それとか、これから上場したいという会社もあるので、そういうところの中で、利益が上がっていない、資本も少ない、売り上げも少ない。一番利益が基準ですかね。ということは、その会計事務所に対してお金が払えるか払えないかというところでその他が来ると思うんですね。その他というのは、行政のことが明確に書いてありますか。

市川行政改革推進課長 報酬規定におきましては、その他ということだけで、そのほかのことは書いてございません。ただ、全国的によりどころとするものは、この基準をもとにしておりますので、一部上場、二部上場という金額ではなく、一番低い金額であるその他を準用しているという考えでございます。

白壁委員 基準がというか、そのもとにする基準が、これが基本費用というところのもとになっているんでしょうけど、これは行政じゃないんですよ。いろいろ考えてみて、ちょうどきょう、車で石和を越えながら橋を渡っていたんです。この橋もきっと基準があって、基準ということは仕様書があって、どんなコンクリートを使いなさい、どんな鉄を使いなさい、どんな鉄筋を使いなさい、塗装はどうしなさいと書いてあるんです。基準には、これだけにしなさい、あれだけにしなさい、何日働きなさいと書いてあるんですけど、そこには細かい積算の根拠があって金額が決められているんですね。こういうものについては、入札制度によってやるんですが、この場合には委託ですから。ということは、そういうことはないのかもしれないけど、その中には、ある程度というか、詳細がなければだめだと思うんですね。

民間であれば、金曜日も言いましたけど、監査法人である御社で会計検査をぜひしてほしいという契約であれば、基本費用幾らですよという細かいことは要らないですね。ただ、行政の場合には、ある程度積み上げていないと、その根拠がわからないと思うんですよ。ただ、難しいですね。外部監査の制度が始まってそんなに長くないですから、制度的なもの、基本費用の詳細というのがわからない。そのためにこの金額を基準にしたというのは、納得できる場所があると思うんです。ただ、これからの話ですよ。こういうものをいかに細かく分類しながら、だれが何を言ってもいいような形に持っていかなければならないと思うんです。

もう一点、先に聞いておきたいんですけど、課長、あなたの労働時間は何時間ですか。何時間何分ですか。

市川行政改革推進課長 週40時間です。

白壁委員 多分一日8時間ですね。4月から15分減らして、7時間45分ということになるわけですね。会計士さんというのは労働者じゃないと言いながらも、実労働時間というのは何時間ですか。

市川行政改革推進課長 公認会計士の基準によりますと、6時間をもって1日ということで規定がされております。

白壁委員 ということは、日当でいきますと、6万9,000円を6で割るということになりますね、時給は。金曜日にもお話ししましたが、労働者じゃないと言いながらも、最低賃金時給677円。これとの乖離がちょっとあるような、それは労働者じゃなくて、頭脳職、専門職であるし、こうだからと言われても、一般の県民の皆さんがこういうものはどういう思うかなということ

るも若干あります。

ただ、行政は、積み上げの中で、だれが何をどこからどういう方向で言われようが、明確にしておくのが当然だと思います。

孟子という人がいましたね、紀元前300年ぐらいだと思うんですが。孟子が自反ということを説いたですね、自反。みずからかえるというんです。みずからかえらざればみずから反、背くと書いてあるんですよ。これはどういうことかという、自分が自分で反省していかなければ、反省するような人たちというのは、反省することによって人生を左右するよというような意味なんですね。ある人は、例えば、道を歩いていて石が落ちていた。それにつまずいて転ぶ。ある人は、自分のうかつさを反省する。ある人は、その石を恨む。果ては、その石を置いた人を恨む人がいる。これではだめなんだよということなんですね。特に、改善、言いかえると、改革なんですよ。物事というのは、常に常に何かあったら改善の方向へ改革をしていくというのが、行政であっても、民であっても、人間の人生であっても、そうだと思うんです。それは人間学のことを言っていますから、孟子という人は。だから、それは人間学の話をしていますけど、行政だって全く同じだと思うんです。常に改善、改革。一番改革の課じゃないですか。ぜひそういうことも考えていただきながら、すべてが細かく積み上げされていないとわからないじゃないですか。ですから、1円たりとも、1粒の米を1粒までなんてことは言いませんが、ある程度のところは分けていないと、外部から何を言われてもよいような形にしておく、これが基本だと思います。よろしいでしょうか。ということで、答弁を求めます。

平出知事政策局長 ただいまの白壁委員の御指摘はごもっともなところも十分あると考えております。今、委員も納得できる部分があると一定の御理解はいただいたと認識はしておりますけれども、そもそもこの委託契約の金額そのものが、一昨日以来申し上げておりますようなスキームでずっと構成をされ、回転がされてきたという経緯もございまして、そのこと自体は一定の合理性はあると私どもは思っていました。しかし、今、委員の御指摘もございまして、当然と思ってやってきたことがそうでないと思える部分もあるということでございまして、そういうことは、改めてまた痛感をさせていただきました。

したがって、今の御指摘を踏まえながら、このスキームをもう一度どういうことができるのかということを含めまして、今後、研究をさせていただきたいと考えております。よろしく願いいたします。

討論 なし

採決 全員一致で原案に賛成すべきものと決定した。

※ 第3号 山梨県部等設置条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案に可決すべきものと決定した。

※ 第6号 山梨県安全・安心なまちづくり条例中改正の件

質疑

棚本委員

1点だけお伺いします。

何年も被害者支援に議会サイドから取り組んできた1人として、被害者支援センターが医師会館の中にあります。この部分に行政が推進していただいていることに感謝します。

条例を改正するに当たりまして、内容の中で、今後は地域において犯罪被害者等に対する支援を行うものとの連携をより一層推進する必要があると記載がございます。ここの部分だけちょっとお考えとか内容に触れていただけたらありがたいですが、よろしくお願ひします。

河野県民生活・男女参画課長 県の犯罪被害者に対する支援を行っている団体が、山梨県犯罪被害者支援連絡協議会でございます。これは、国や県の団体、それから医師会とか、いわゆる犯罪被害者にかかわる29の行政機関と団体が入っている協議会がございます。こういった方々が日ごろ犯罪被害者の方に対して支援を行っていただいておりますけれども、こういった方々からも、実は昨年12月に、県と連携してより横断的に犯罪被害者に対する支援を行っていきたい、こういった部分を受けまして、今現在ある安全・安心なまちづくり条例の中に、犯罪被害者に対して支援を行っていくという条項を追加していただきたいということもありまして、県としましても、こういった方々とより連携をしていく必要があるということで、今回、条例改正をさせていただきました。

棚本委員

わかりました。何度か支援センターも訪れましたけど、私が当初予想していたよりもはるかに相談件数が多いということ考えたときに、今の関係団体からの要請を受けて一層連携を図るといった細かい内容を聞いてきましたけど、このことについては理解をいたしました。

討論

なし

採決

全員一致で原案に可決すべきものと決定した。

※ 第35号 包括外部監査契約締結の件

質疑

なし

討論

なし

採決

全員一致で原案に可決すべきものと決定した。

※ 請願第21-7号 日本軍「慰安婦」問題に対して、政府に誠実な対応を求めることについての請願事項の1及び2

意見

(「継続審査」と呼ぶ者あり)

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

※ 請願第22-4号 日米地位協定に関わる「裁判権放棄の日米密約」の調査・公表・破棄を求める意見書の採択を求めることについて

意見 (「継続審査」と呼ぶ者あり)

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

※所管事項

質疑 なし

主な質疑等 総務部・出納局・人事委員会事務局・監査委員事務局・議会事務局関係

※ 第17号 平成22年度山梨県一般会計予算第1条第1項歳入歳出予算の総額、同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第3条債務負担行為中総務委員会関係のもの、第4条地方債、第5条一時借入金並びに第6条歳出予算の流用

質疑

(防災対策費について)

仁ノ平委員 総の41ページ、下から2つ目の防災対策費の中でも、地域防災力強化戦略推進事業費にかかわるのかなと思って伺わせていただきますが、先月末にチリの大地震がありまして、日本も津波が押し寄せるといことがつい1週間ほど前にあったんですが、落ちついた後の報道を見ていまして、2点問題が浮かび上がったとテレビ報道されていまして。1つ目が、避難勧告であるとか避難指示が出ても、20%台の人しか避難しなかったということが問題になっていまして。津波というのはちょっと特殊のかなと。ちょっと不勉強なこともあってびっくりしたんですが、もう一点、こちらのほうを問題にしたいんですが、こんなことが今回の課題として指摘されていまして。東北のある県で、いわゆる災害弱者と報道されておりましたが、勧告や避難指示があっても避難しないんじゃないかと、避難したくてもできない方がいっぱいいたとのことでした。災害弱者と表現されていまして、最近では、要援護者と言うほうが正しいのではないかなと思いつつその報道を見ていたんですけれども、東北のある県でのことでした。

そこでちょっと心配になっているんですが、山梨県は、この要援護者、災害があったときの要援護者対策というのをどう進めているのかお聞かせください。

堀内消防防災課長 委員御指摘のとおり、集中豪雨とか地震、台風等での避難の問題というのが、平成16年の集中豪雨以来、問題となっております、国のほうでも、平成17年3月に、災害時要援護者の避難支援ガイドラインというものを国の中央防災会議のほうに示して、今なお問題点等の検討を進めているところでございます。

そういったものを受けまして、本県におきましては、18年の3月に、山梨県災害時避難対策指針というものをつくりまして、避難、それから避難所の運営、自主防災組織等の活動という形の、ある意味では全体計画というか、ガイドラインのようなものになりますが、これを示しまして、これに基づいて、具体的には市町村、あるいは自主防災組織等で具体的な行動計画、行動マニュアル等をつくっていただく取り組みを今も進めているところでございます。

その中で、やっぱり災害時の要援護者というのは非常に大きな課題となっております、私ども県の組織内においても、災害時要援護者というのは範囲が非常に広がります。障害を持たれる方、高齢者の方もいますし、施設入所の方とか、あるいは場合によっては、いわゆる情報が乏しくなるような外国人の方とかいろいろありますので、福祉保健部の関係でありますとか、あるいは観光部の関係でありますとか、国際交流課の関係でありますとか、そういうところとも連携をとって、災害時要援護者が指針に基づいてうまく避難ができるような体制を整えていけるよう取り組んでいるところでございます。

仁ノ平委員

そうなんですよね。この災害時の要援護者、ハンディを抱えている方々への支援というのは、阪神大震災以降の中山間地で続いた災害がいっぱいありまして、その中でもう既に浮き彫りになっているわけで、今回の津波の報道で、こういう方々の問題が浮き彫りになったという報道を聞いて、私は率直に、何を今さらという気がしてテレビを見ていたわけです。

今の御説明で、県もマニュアルをつくって、指針をつくってという対策はしているよというお話だったと思うんですが、県の指針をつくった後、市町村がそれぞれ計画をつくるわけですよ。県内でも計画づくりは進んでいると思うんですが、県内各市町村の要援護者の支援計画の策定率というのはどのぐらいなんですか。

堀内消防防災課長

この2月に消防庁のほうで調査をしております。これは21年度末までに災害時要援護者の避難支援の取り組み方針、全体計画、そういうものを市町村でどのぐらい策定できそうですかという調査をしました。全国計では76.5%ぐらいが今年度末までに策定できるだろうということでした。本県は82.1%、28市町村のうちで23市町村で策定が終わるだろうということでございます。そして、国のほうの見込みですと、22年度末までにはほぼすべての団体で全体計画が策定される見込みということでございます。本県でもあと5つぐらいありますので、その辺も策定が終わるよう取り組んでまいりたいと思っております。

仁ノ平委員

今年度末でたしか92%ほどになると承知をしているんですが、伺いたいのは、どうして100%にならないですかね。

堀内消防防災課長

本年度末の22年3月で5つの団体がまだ策定しておらず、22年度中に終わるところも含めて、本県では92.9%まで行くということでございます。

すが、まだ100%の見込みが立っていないのは、実は、丹波山村、小菅村がまだ策定が終わるという見込みが立っていないということでございます。これは、市町村、団体でのいわゆる全体計画の策定率ということでございます。実際には個別というか、具体的な避難のためのマニュアルのようなものをつくってあるかというのとはまた別の話でございまして、小さな村とか団体ですと、全体計画をつくらなくても具体的な行動ができる手段があれば良いというような判断をしているのかなと思いますが、またこの辺はよく連携をとって助言等をしていきたいと考えております。

仁ノ平委員

それはそれで100%を目指して頑張ってくださいと、津波で問題になった東北の県も、ほぼ100%近い市町村で策定をしているんですよ。それでいて問題が浮き彫りになったという報道なんですけど、計画があっても実際のときの困難というのは承知しつつ、計画をつかったその先というのを大いに期待したいところなんですけど、どうしていくんですかね、これから。

堀内消防防災課長

委員の御指摘のとおりでございまして、全体計画ができて、実際に避難ができるかということになりますと、そうではなく、市町村、団体ですと、個別計画、具体的な行動マニュアル、さらに、実際に動くためには、自主防災組織ごとの行動計画、いわゆるマニュアル。場合によっては、避難所ごとのマニュアルでもいいんですが、そういったものもつくっていかねばならないということになります。実際にそういうものがなければ、実際の場では動いていかないということになります。したがって、県としましても、自主防災組織の活動そのものが充実して、簡単なものでいいですから、マニュアル、例えば、だれがどなたを助けて一緒に逃げるんだよというようなことができるように、自主防災組織の充実ということに力を入れて、今後、一生懸命取り組んでいきたいと考えております。

仁ノ平委員

最後に、もう一点なんですけど、やっぱり防災なんですけれども、昨年7月2日に本会議で、災害時における避難所のあり方とか、避難所の設営とか、備蓄の品物などについて、女性とか子供の視点がこれまで抜けていたのではないかと質問をさせていただきました。半年以上たったわけなんですけど、そのことは進んでいるのかどうか伺います。

堀内消防防災課長

避難の段階での、特に避難所運営等での女性の視点ということでございまして、先ほど申し上げました避難対策指針の中で、これは18年3月につくったものですが、21年3月に改訂版を出しまして、昨年の防災会議で承認をいただいたところなんですけど、そこに、避難所運営等に関する女性の範囲ということを追加いたしました。具体的に申し上げますと、女性へのニーズに配慮し、男女双方の視点と、女性や子供の安全・安心を考慮した空間づくり、2点目として、女性避難所生活者のニーズを把握するために聞き取りの実施等、運営組織への積極的な女性参画推進というようなことを掲げさせていただきました。実は昨年6月の補正予算のときに、県としての備蓄ということがございました。その際にも、こういった空間、先ほど申し上げました空間づくりということに配慮いたしまして、本来、避難所に必要な資材というのは市町村のほうで整えていただくんですが、県としても空間づくりに資するようブルーシートとか投光機であるとか、少しでも支援ができるような形で備蓄をしたようなところでございます。

それから、先ほど申し上げました、自主防災組織で行動マニュアルをつく

っていただく際にも、避難所運営に関して運営組織に女性の方を加えるようにといったようなことをきちんと書いて、あるいはそういう仕組みづくりをあらかじめしておけるようなことを、今、自主防災組織の育成の説明などでは加えるように努めているところでございます。

仁ノ平委員

チリでもハイチでも、私が本会議で指摘したような残念な、女性や子供が性的被害に遭うとか、そういうことがまた問題になっているようです。7月2日に質問して以来、部長さんが私の顔を見ると、それは進めています、進めていますと言ってくれるので、本県ではぜひ全国の中でトップにそういうことが進んでいるよ、女性の視点も入っているよ、ということで、今後も進めていただければありがたいと思います。

(自動車税コンビニ収納委託事業費等について)

山下委員

まず、総の19ページの、自動車税コンビニ収納委託事業費等というのをもうちょっと具体的にどういう事業なのか教えていただけたらと思います。

望月税務課長

自動車税コンビニ収納委託事業費等ということで、7,300万円ございますが、この内訳が、自動車税のコンビニ収納の委託が約1,800万円、それから、電話催告ということで、昨年6月からやっております緊急雇用を使った電話催告の事業が3,200万円、それから、県税事務所の一斉文書催告、それから、財産調査等の滞納整理にかかる経費といったもので、1,900万円、これが含まれておりまして、7,300万円ということになっております。

(宿舍管理費について)

山下委員

書き方が余りよくないですね。予算額が高いものが載ってなくて、低いものが載っているんですからね。その辺はまたよく検討してみてください。

それで、総の25ページの宿舍管理費、2番の新規事業なんですけど、ある程度のことは伺っているんですけれども、まず、県職員の宿舍の廃止、縮小計画ということで、行革大綱に基づいて大分検討してきて、いよいよこういうことを始めましょうということなんですけれども、具体的に県職員宿舍の現状をまず、教えていただけませんか。どれくらい山梨県にはあるんですか。

矢島管財課長

県内10カ所に17棟、戸数にしまして、329戸あります。このうち8棟は昭和40年代に建設をしております。それから、その後、しばらく建設がありませんで、平成になってから残り9棟を建てまして、合計17棟ということになっております。このうち平成に建った宿舍につきましては、いわば国や他県との人事交流、そういった人事政策上に主に利用しております。それから、昭和40年代に建てました宿舍につきましては、福利厚生ということで、職員の宿舍に使っているという状況でございます。

山下委員

私の地元の笛吹市石和町にもございますけど、いわゆる昭和に建てたものと平成に建てたものが2つあるよと。大きく分けてですね。それで、昭和に建てたものは相当古いわね、御存じのとおり。ちなみに、入居率ってどれくらいなんですか。昭和、それと平成と。

矢島管財課長

まず、昭和の宿舍、昭和40年代、高度成長期に建てた建物です。これは

40年以上たっておりまして、利用率はここ数年激減しておりまして、現在42%という状況です。それから、平成の宿舎、人事管理等で使っている宿舎ですが、こちらのほうはほぼ9割ぐらい入っている状況で、満杯に近い状態ということでございます。

山下委員　　それで、ちょっと細かく言って本当に申しわけないんだけど、古いから、新しいからといっても、結局は管理費はかかるんだよね、正直言ってね。維持管理費って大体どれぐらいかかっているんですか。それと、一応、入居料ももらっているわけですよね。幾らか、それはわかるでしょう、多分。

矢島管財課長　　まず、維持管理費ということですけども、年間3,800万円ぐらいかかっております。このうち多くは、古い昭和宿舎のほうの修繕で、こちらのほうに約2,000万円ぐらいかかっており、今後も毎年ふえていくという状況でございます。

それから、入居料につきましては、建物の古いものは安く、新しいものは高いという料金になっておりますけれども、トータルで年間約3,900万円余り入居料をいただいております、維持管理費と入居料がほぼツープイになるという状況でございます。

山下委員　　それで、さっき入居率が昭和の場合は42%と言ったんですけど、当然、新しいほうが多分入居率がよかったと思うんですけど、ちなみに、今から10年ぐらい前、入居率ってどれぐらいあったんですか。

矢島管財課長　　10年前の入居率は、平成の新しいほうの宿舎が87%、それから、古い昭和の宿舎が86%という状況でございました。

山下委員　　それで、結局、僕が言いたいのは、当然、行革でずっと人数も絞ってきていますね。余りそういったところに、最近、若い人はみんな入りたがらないんだよね。多分そんなアンケートもとっているんじゃないかと思うんだけど、何かアンケートをとっているんですかね。

矢島管財課長　　宿舎の見直しに当たりまして、職員のうち40歳未満の方全員を対象に考え方を聞いてみました。その中で、県職員宿舎に入りたくない人ということで、イエスと答えた人に対して、なぜ入りたくないのかという設問も設けました。その結果、答えとしては3つありまして、その1つは、民間のアパート、マンションが流通したので、もう職員宿舎は余り魅力がないという答えが1つ目です。それから、2つ目の大きな理由としましては、道路交通網が発達して、もう余り宿舎の必要性を感じないという答え。それから、3つ目の大きな理由としては、とにかくもう古くて入りたくないということでした。この3つが主な理由でございました。

山下委員　　ちょっと少し戻って、全部で17棟あったうち、昭和年代は8棟あるわけですよね。それで、今度の計画というのは、その8棟すべてをとりあえずもう一度、多分3年か5年ぐらいのスパンを置きながら段階的にやっていくんでしょうけれども、要するに、8棟全部整理してしまおうという基本的な考え方ですか。

矢島管財課長　　今回の見直しに当たりまして、まず職員宿舎を今度どうするかという基本

の議論をいたしまして、その結果、職員宿舎は、人事管理上、必要な宿舎だけ確保しようということになりました。それ以外のいわゆる福利厚生として今まで提供してきた部分についてはもうやめてしまおうという基本の考えがございました。そこで、人事管理上、どのぐらいの数が必要なのかという検討をいたしました結果、その数は、平成宿舎の9棟で十分賄うことができる。したがって、残りの昭和宿舎については全廃をしようということになりまして、トータルで見ると、半減するということになったわけです。その減らし方なんですけれども、老朽化のぐあいですとか、あるいはそこに入っている、現に住んでいる方がいらっしゃいますので、その方たちの退去期限とか、そういうものを勘案しながら、まず最初、来年、石和の2号館を廃止いたしまして、その後、毎年二、三棟ずつ廃止をして、3年後の24年度には昭和宿舎を全廃するという計画でございます。

山下委員

それで、きっと県のことでしたら、いわゆる8棟を全廃するにしても、当然1年間に、先ほど言われたランニングコストの部分の中でどれぐらいかかって、それで、当然比較をされたいと思いますけど、その資料がもしあるんだったらちょっと教えてください。

矢島管財課長

廃止計画の見直しに当たりまして、将来の財政負担についてシミュレーションをしてみました。その結果、現状の17棟をこのまま20年間維持管理した場合にどのぐらい費用がかかるかということを試算してみたんですけれども、建てかえなしのただ維持管理をするというだけで10億円ぐらいこれからかかるだろうということがわかりました。それから、20年後ということになりますと、ちょうど築60年を超えるということになりますので、通常であれば、恐らく建てかえをしなければならないということで、その建てかえ費用を計算してみますと、23億円。合わせると、33億円、今後20年間でかかるだろうという予測をいたしました。それに比べて、先ほど言いました昭和宿舎を8棟全部廃止したらどうなるかという試算をしましたが、その場合は、解体料を含めても20年間で約6億円余りの負担で済むだろうということで、現状維持、それから昭和宿舎を廃止、この2つを比較した場合に、今後20年間で約27億円削減効果があるのではないかと分析をいたしました。

山下委員

わかりました。問題はその後ですね、まっさらにした後。多分そこまではまだ計画も行っていないんじゃないかと思うんです。基本的にどうしようと思っているんですか。8棟あります。石和もそうなんですけど、それほど悪いところはないと思うんですけれども、何か計画があるんだったら教えてください。なければいい結構でございますが。

矢島管財課長

各町の1等地に近い場所にあるものですから、その跡地の活用につきましては、まず、新たな行政財産として活用できないかということを追及してみたいと思います。もしそれがなければ、民間のほうに貸す、あるいは売却するというので、少しでも歳入を確保できるように対策をしていきたいと考えております。

山下委員

かなり前の初めての総務委員会的时候にも別の課長さんに言わせていただいたんですけども、当然、県有財産が全体的にまだまだあるわけですね。だから、ぜひともそれをうまく有効利用するようにということもお話をさせ

ていただきました。ぜひともひとつ大いに頑張っていたきたい。

(当初予算編成について)

土屋委員

幾つかお尋ねをしたいんですが、今、国会でも来年度予算の審議をされている最中でありまして、22年度予算が約9.2兆円、21年度の第二次補正が7兆円、合わせて9.9兆円というような膨大な予算編成がされているわけですが、おととしのアメリカ発リーマン・ブラザーズの破綻ということで、地球規模での経済不況が発生しているわけですね。そんな国の流れを見る中において、国債を4.4兆円強規模発行しなければならないと。入ってくる国税収入は3.0兆円だということで、逆転現象が起きているわけですね。本県の当初予算の説明を聞いても、午前中の財政課長の説明を聞いても、全く同じような流れになっていると思うんですね。

もう一点、3年前に、横内知事のほっとけない3項目というのが県民の多くの話題を呼んで、甲府駅の北口へ図書館を建設するのはほっとけないということで、これも大きな公約になるわけです。それから、1,000億円を超えるような県の負債についてもほっとけない、できるだけ借金は減らしていこうと、こういうような中であって、今申し上げたように、国の流れがこういう流れになっているわけですから、これをほっとけないとは言えませんけれども、22年度予算の編成に当たっては、そういう点も苦心をされて予算編成をされたのかどうなのか、あくまでもいろんな行動計画に基づいて取り組まなければならないということで予算編成をされたのかどうか、まず、冒頭、その点をお伺いしたいと思います。

福富財政課長

当初予算編成に当たりまして、県債の削減をどう進めていくかということにつきましては、委員から御指摘がありましたとおり、国、地方そろって非常に財政が厳しい中で、特に地方も多額の財源不足を生じているということでありまして、先ほど申し上げましたとおり、臨時財政対策債について、結局来年度も多額の発行が必要となっております。したがって、非常に厳しい中でございますので、臨時財政対策債の発行はやむを得ないと考えざるを得ないという状況にあります。

しかしながら、県債の削減を進める中で、非常に大事、重要だと考えておりますのは、しっかりと我々がコントロールできる部分につきましては、厳しい中にありましても削減をしていこうということで、行政改革大綱に掲げました4年間で380億円、県債残高を削減するという事は、しっかりと堅持をしながら削減を進めていこうということで、今回、当初予算編成においても、公共事業等の計上ですとか、その他について計上してきたところでございます。ただし、景気が非常に厳しい中でありますので、今後の財政運営の中におきましても、行政改革大綱に掲げた削減目標というのはしっかりと配慮しつつも、景気対策等にも考慮して、事業については今後も引き続き考えていかなければならないという状況にあると思っております。

土屋委員

私どもも、横内知事、県民が認めた知事ですから、一生懸命応援しようという立場で質問をさせていただきますから、あえて厳しく質問しようとは思っておりませんが、そんな中であって、恐らく6月議会、9月議会、あるいは12月議会等々、補正を組んでいくと、22年度末には1,000億円という県債を超えることは間違いないと思います。この予算資料を見ても、まだ1,000億円を超えていないような資料説明になっているんですけども、超えざるを得ないような、県の財政環境ではないかなと思います。

が、現行22年度の時点で県債の残高は合計幾らになっているか明らかにしてもらいたいと思います。

福富財政課長

通常の県債で申し上げますと、7,106億円を見込んでおりまして、これに企業債ですとか出資法人の債務保証等を含めまして、我々が行政改革大綱で削減目標としておりますいわゆる通常県債等々ということで申し上げますと、8,106億円の見込みになっております。臨時財政対策債等を含めました金額で申し上げますと、1兆750億円程度が現段階での見込みということになってございます。

土屋委員

平成22年度当初の段階で1兆円を超えることは間違いないということでもよろしいんですね。なぜかという、6月の補正、9月の補正、あるいは12月の補正の財源は、財調も大幅に取り崩しているような状況ですし、県税収入も大幅に上がるような社会環境じゃないということですから、1兆円はやむを得ないのかなと思います。県民に、3年前には、1兆円はほっとけないという大きな声で訴えたんだけど、このような現下の社会情勢であるということをお知らせしておかないと、これも、今、政権をとっている政党ではありませんけれども、マニフェストといっても、1つも中身が伴っていないじゃないかと野党側から責められても、これは返す言葉がないんですね。それと同じで、本県においても、そのようなことをきちんと当局において整理整頓をしながら、90万の県民に説明がつくような取り組みをする時期ではないかなと思います。あと1年後とはいっても、暮れごろからは非常にそういう議論が県民の大きな課題を呼ぶ時期を迎えるわけですので、そんなことも訴えておきたいと思います。

それから、公共事業ですけれども、これにおいては、18%減らせると、大臣がおっしゃっているわけですが、本県の、先ほど地方債の説明の中で、起債をして公共事業、社会資本の整備をする。この起債の総計では、189億円という財政課長の説明だったんですけれども、前年対比、公共事業費がどのくらい本県では落ち込んでいくのか、あるいは縮減をされたのか。議会の本会議や委員会の審議なんかを通じまして聞きますと、県においては、国が行う20%近い、あるいは20%を上回るような圧縮ではなくて、1割程度の公共事業の縮減だと理解をしているんですけれども、数字の面で教えてもらいたいと思います。

福富財政課長

22年度当初予算と21年度当初予算の比較で申し上げますと、県単独公共事業、それから、公共事業それぞれ当初予算同士の比較で言いますと、15%ほどの減額ということになってございます。しかしながら、一方で、2月補正予算の中に、県単独公共事業を追加で計上をさせていただいておりまして、それも合わせますと、つまり、22年度の当初予算と21年度の2月補正予算の合計、これとの前年当初予算比較で申し上げますと、県単独公共事業は13%の増、そして、公共と県単公共を合わせましては、両方を合わせた総額、いわゆる公共事業の総額ということで申し上げますと、9.7%減ということで、今委員から御指摘がありましたとおり、約1割程度の減にとどめていくという状況になっております。

土屋委員

本会議が始まりまして、ちょっと数字は忘れてしまったんですけれども、追加の公共事業費の交付内定であったと。これは予定外の予算を組んで、金を積み立てるという説明で我々も追加補正を了解したわけですが、

今の説明でいきますと、公共事業が落ち込んでいるので基金を積まなくて、直ちに22年度の公共事業のほうへ振り分けてもいいんじゃないかなと思います。私なんか本会議でそんなような質問をしようかなと思っていましたけれども、そういう考えもないわけじゃないんですね。非常に業界関係の方が疲弊をしていて大変厳しい環境にあるので、一日も早く予算化して使うべきじゃないかなと思います。それが経済効果、あるいは雇用対策につながると思います。基金を積むなんてとんでもない、すぐ使いなさいと、私はこういう考えを持っているんですが、そんな点はいかがでしょうか。

福富財政課長

委員の御指摘がありました、地域活性化・公共投資臨時交付金が議会の途中に配分がわかりまして追加をさせていただきましたけれども、おっしゃるように、まさに我々としましても、経済対策につきましても、切れ目なく実施をしていきたいということもございまして、2月補正予算におきましては、国の地域活性化のきめ細かな交付金というものをこれに加えまして、県独事業でさらに10億円を追加して計上いたしております。おっしゃいます国の公共投資交付金につきましてもまだわからない状況ではございましたけれども、できるだけきめ細かく現在の経済対策は講じていかなければならないということで、2月補正予算には計上いたしておりました。したがって、今回の公共投資交付金の追加でさらに事業を広げるということももちろん考えられるわけですが、同じ事業をやるにしても、一方でできるだけ有効に活用していきたいということでございまして、切れ目なく、また、さらに有効にできるだけ使えるように、今後もしっかりと事業内容については検討しまして、適切な時期には事業化をしていきたいと考えております。

(公共施設の解体費について)

土屋委員

今の説明でおおむね納得はしますけれども、できるだけ早く執行体制を決めるように、これは要望しておきたいと思っております。

それから、先ほど山下委員のほうから質問がされておりました管財課においても私学文書課においても、あるいは消防学校においても、長年公的施設として活用された建物が耐震にも耐えかねる、それから、建てかえをしなければならないということで、予算がもらえる。最近では非常に県の関係する建物の解体というのがあちらこちらで目を引くんですけれども、この解体というものは、平米当たり幾らという基準が決められているのかどうなのか。解体費の積算の根拠を教えてくださいたいと思っております。

矢島管財課長

解体費の見積もりにつきましては、営繕課に見積もりを依頼しまして、営繕課のほうの基準に従いまして算定をさせていただいているということでございます。ここで具体的に単価の数字が手元にございませぬので、申しわけありませんけれども、営繕課のほうの基準によって決まってくるということでございます。

土屋委員

県立大学の解体費も先ほど説明でありましたね、2,800万円。それから、職員宿舎の解体も2,900万円。似たような金額で似たような面積なのか。建築のほうについては幾らか議論をした経緯がありますから、何となく何平米でどのぐらいということはおわかりいただけますけれども、最近、こういう公共事業の中で、解体ということが非常に枚挙にいとまがないぐらいあちらこちらの市町村においても県においてもあるんですけれども、解体というのは、

果たしてどのように見積もってどのような落札になっているのか流れがわからないので、営繕課で見積もったことに対して予算をつけたということですが、営繕課へ責任を転嫁するのではなくて、発注する部門が営繕課から出た資料に目を通して、平米当たり幾らということはやっぱり課長さんぐらいの有望な方になったら知っていないと。それは部局が違うということになりますと、これは私ども何回も言っているように、縦割り行政で、横内知事をトップに、全職員が一丸となって県政に取り組む県政ではないのではないかと、言おうと思えば言えるんですけども、そんなことを思うより、もう少ししっかりと、金額は少ないかもしれませんが、2,000万円、3,000万円という公費を使うわけですので、管財課にも営繕課の職員が1人いなければいけない、あるいは私学文書課にも営繕課の職員がいないと、こういう議論ができなくなってしまうということになるので、いかがでしょうか。

矢島管財課長

先ほどは申しわけございませんでした。今、手元に資料がありまして、平米単価が鉄筋コンクリートの場合、1万5,750円になってございます。石和の宿舎の場合、面積が1,026平米でございましたので、この費用が1,615万9,000円ということで、全体の解体費の多くがこの金額になっているわけでございます。そのほか、解体に当たりまして、その建物にアスベストが入っているとか、いろんな固有の状況がございます。そういったものを積み上げて解体金額の総額になるという状況でございます。

土屋委員

もう少し細かくわかりませんか。やっぱり営繕課に聞かないとわかりませんか。予算額は2,900万円、平米当たり1万5,750円掛けるということは、予算が余ってしまうんですね。そんなことを素人で変だなと思うんですが、今から入札になるわけですから、県が見積もった最低価格というのは、こういうことから割り出していくと、もっと安い金額で予算も余ってくるのかなという理解でよろしいですか。予算額いっぱい必要なのですか。

矢島管財課長

説明が言葉足らずで申しわけございませんでした。主なところは、先ほどの鉄筋コンクリートの解体費用がメインですけども、そのほかにも、足場の費用に220万円かかるとか、あるいは周りに防音パネルを囲う、これが400万円かかるとか、仮囲い、交通誘導員、解体事業をするに当たりまして、もろもろの手当てが必要でございます。それらを合算しまして2,900万円になるということでございます。ほかの施設の解体も基本的にはこういう考え方で計算をしております。

(公有地の有効活用について)

土屋委員

何を聞きたいかという、年度当初ですから、行政改革、あるいはいろいろな庁内の総体見直しの中で、振興局の合併等々、庁舎そのものに合併したがゆえに、あいているところが何か所かあると。例えば、横沢にある、繭検定所は、一般公募で払い下げというか、売却をするというような、こういう財政事情が厳しいときですから、この公有地の有効活用、少なくとも10年、20年後を見据えた今後の庁舎管理等を考えると、これは売っていいもの、これは活用するもの、そういうものを仕分けて議論するのが、やっぱり当初予算ですから、大事ではないかなと思います。私は、予算に絡めて、所管事項にもつながる大事な今後の県全体の土地利用計画、調整管理という点で意を用いる必要があるのではないかなと思うわけです。

私があえて申し上げたいのは、甲府の里吉というところに工業技術試験所があったんですけれども、私なんかもどのように活用させていただくんだと何回も何回も質問しました。今は県の一部が入ってその施設は活用しているんですけれども、おおむね県の姿勢というのは、5,000人いる職員の通勤なんかを考えたときに、中心部へ車で乗り入れると職員の駐車料負担もかかるということで、パークアンドバスライドですか、甲府以外の職員はあそこへ車を置いてあそこからバスで来るというようなことを重々この場でも議論してきた経緯があるわけでありまして、そのような公有地の有効利用については、どのような取り組みとどのような検討がされているのかということを知りたいと思います。

矢島管財課長

公有地の有効利用につきましては、このように考えております。まずは、行政財産として役目が終わったものにつきましては、改めて他の行政財産として使うことができないかということを中心に徹底的に追求いたします。もしそれができないという場合には、地元の市町村で使えませんかということ、市町村での活用を次に考えていただく。それもなければ、民間のほうに売却するというので、民間において活用していただくことを基本的な考え方として対応しております。これを議論するに当たりましては、昨年、白壁委員のほうからも御助言いただきまして、庁内の各部局から担当者を集めました未利用財産利用促進会議というものを設けまして、定期的に情報交換をして、その活用ができないか、終わりになったものがあつたらば、それをすぐに活用できないかという議論を定期的にしてございます。それによって具体的に活用を図っていきたいと考えております。その結果、例えば、昨年であれば、東八代合同庁舎があき部屋になっておりましたけれども、今回の庁舎の再整備の関係の中で、JA会館5階にありました総合県税事務所を東八代合同庁舎のほうに移し、JA会館のほうに他の県の施設を幾つか移すということもやりましたし、それから、北都留合同庁舎も、これまで利用がされておられませんでしたけれども、これを地元の大月市のほうで消防関係の施設を入れるということで有効活用をさせてもらいたいという話がありましたので、そちらのほうに譲るといふようなこともいたしましたし、そんな形で活用を図っていきたいと思っております。

里吉につきましては、現在、警察本部が使っていたり、あるいは教育委員会が埋蔵文化財を貯蔵するための倉庫というような形で膨大な資料が置いてございまして、これらの最終的な置き場所を教育委員会のほうで今検討しておりますけれども、これらが解決次第、里吉庁舎についても新たな活用について考えていきたいと考えております。

土屋委員

大体わかりました。だけど、まだまだ公有地で活用すべきところは何カ所かあるかと思いますが、今の説明のように、十分議論をしていただいて、昭和48年に公有地拡大推進法という法律が出て、公な機関が公有地を確保するのに右肩上がりだから先行で買いなさいという法律が出て、土地開発公社が長い間、県を初め、市町村でも続いてきたんですが、今その役割はもう果たしてしまっただけではないかと思えます。なぜかという、土地が下落の一途をたどっている現在、もうその必要はないということで、土地開発公社なんかも位置づけが非常に議論されるような時期になったと思うんですね。

そこで、甲府市の北口に合同庁舎が今計画されていますね。その中へ入居するのは、農林省の機関とか、あるいは法務省の機関とか、あるいは総務省、財務省の機関が入る予定ですね。これが仕上がって入ると今と同じ議論で、

国の財産が入ってくると。こういうときに、県が、こことここは必要なので払い下げてもらいたいとか、無償で提供してもらいたい、これはもう要りませんというのを、事業仕分けではありませんけれども、そういうこともそろそろ、県有地と同じように、国有地についても、県においてそのような機関を設けて議論をしておく必要があるのではないかなと思います、いかがでしょうか。

矢島管財課長

今回、県庁舎の整備をいたしますが、この周辺にそういった国の機関がございますので、県庁舎の最終的な整備等の兼ね合いの中で、そういった土地が、あるいは建物が有効活用できるかどうか、そういったものを今から検討しまして、対応を考えてもらいたいと考えております。

土屋委員

この先の話になりますが、いよいよ北口へ図書館をPFIによって建設の運びになるということになりますと、現図書館の跡地利用も、県の1等地ですから、どのように活用をなさるのか。これも恐らく耐震診断をすれば、先ほどの議論のように、解体をしなければならない時期も、何十年先ではなくて、もう数年後には迫ってくると思うんですね。あわせて御検討をいただくように要望をしておきたいと思います。

古賀総務部長

いろいろと御質問をいただきまして、済みません、私がお答えしようと思っていたんですけど、ちょっと途中でお答えをしそびれておりますので、一部ちょっと前に戻ってお答えをさせていただきますけど、お許しをいただきたいと思います。

最初に、県の借金について大変大事な質問をいただきました。県全体の借金につきましては、先ほど財政課長のほうからも御説明を申し上げましたように、臨時財政対策債も含めた全体のベースで1兆751億円ということを見込んでおりますけれども、これにつきましては、我々といたしまして、やはり知事の1兆円はほっとけないというような考え方、我々としてできる部分での借金減らしというのは、これはありとあらゆる手を使って努力をしていかなければいけないという意識は持っております。

一方で、この臨時財政対策債につきましては、平成19年当時には、これはもともと臨時という名前がついておりますとおり、そもそも平成13年に導入した時点から3年間期間限定で導入されて、それが、16年にもう3年ということで導入されて、そして、19年時点では、発行額自体も150億円という規模で、かつてのIT不況のときから見ると、だんだんこの発行額も少なくなってきており、ようやくそろそろ先が見えるのではないかということもあって、その当時では、一定の時期に、臨財債も含めた全体ベースで1兆円を下回ることができるのではないかというような見込みもさせていただいたわけですが、その後の経済状況の大きな変化等々がある中で、むしろ国全体として交付税の原資が確保できないというようなことから、言ってみれば、やむを得ず地方財政対策の一環として、臨財債にこの財源を求めざるを得なくなったというような事情かと思えます。これ自体につきましては、我々県、あるいは市町村もそうですけれども、地方公共団体としては、本来、当然に必要なべき交付税、その原資を国がこういう臨財債のような形で県に起債の発行を要請してくるか、あるいはかつて行われていた交付税特別会計で借金をして、現金をつくって、地方公共団体に配するという方法をとるか、これは大きく国策にかかわる問題でありますので、これにつきましては、知事会ベースではもちろん要望は当然しているわけで

ございますけれども、山梨県レベルでこれをどうこうできるものではありませんので、これにつきましては、知事会等を通じて国に要望を伝えつつも、ある意味主要な条件として受け入れざるを得ません。それ以外の通常の県債についての削減について、これは、そういう臨財債なんかはやむを得ず発行を余儀なくされて、借金全体としても1兆700億円という状態になっていることも頭に置きながら、通常の県債等の残高の削減というものに、計画よりもさらに力を入れて取り組めるものは取り組みたいという思いもあって、ここ3年間、進めてまいったという状況でございます。その結果、何とか通常の県債等につきましては、500億円というレベルで4年間で削減をできるであろうという見込みになっておりますけれども、一方で、委員が先ほどお話しになりました公共事業につきましては、これは財源として世代間負担の公平というのがあります、公共事業につきましては、どうしてもその便益は現世代だけではなくて、将来の世代にも及んでしまいますから、これは現金だけで、仮に、その時点である一時、現金があるからといって現金だけで使ってしまうというのは必ずしも適切ではないという考え方がございます。ですから、これはもうルールが決まっております、公共事業をやる際には、一定部分は起債で賄って、そして、世代間で公平に負担をしていこう、その利益の便益を共有していこうということがございますので、今後この公共事業につきましては、そういう前提には立ちながら、県債残高の削減を含めて、そして、県財政の健全化、そして一方で、景気対策という面で目配せをして、必要な事業については機動的に対応してまいりたいと考えております。

また、いろいろな公有施設、公有財産についての御質問もございましたけれども、これにつきましては、かつてと違って、この行政の状況というのは、組織的にもどちらかといいますと、統廃合、縮小という大きな流れにありますし、また、財政的にも先ほど申し上げましたように、非常に厳しい財政状況でございますので、新たに県立施設をどんどんつくるといって時代ではなく、なってきたということから言いますと、どうしても県有地につきましては、新たな活用方策を見つけるといっても、その選択肢はかなり限られているというのが現実でございます。そういう点から言うと、これは遊ばせておくよりも、民間で適切な活用の方途があるのであれば、これはなるべくそういうことで有効に活用してもらおうという中で、県有財産についてはその処分も含めて適切にその活用を図ってまいりたいと考えております。

土屋委員

私は予算特別委員会で委員になっておりますので、今、総務部長から御説明をいただいたようなことについては避けていきたいと思いますが、さらに突っ込んだ議論を予算特別委員会でやりたいと思っておりますので、きょうは以上で終わりたいと思います。

白壁委員

今、管財課長のほうから、まず、公共施設を利用する、建物をそのまま利用するということがまず1つ。これは使うということでしょうね。改修したり、耐震化したりするんでしょうけど、次は、市町村が利用するときに貸しつける、その次が、今度、売却と言われたんですけど、その間にもう一つあるんじゃないですか。民が使うとか、民に貸しつけるというような、そういうことはないんでしょうか。

矢島管財課長

未利用財産の活用の方法について、もう一回ルールを申し上げます。まず最初に、行政財産として新たな活用ができないかということをもまず検討いたします。それから、次に、現在、使い道がないというのであれば、地元の

市町村にそれを有効活用できないかということで検討いたします。それでもなければ、民間に貸しつける、あるいは売却するという形で、民間への処分を考えるというのが基本ルールでございます。

白壁委員

そこに貸しつけると入っていればいいんですけど、例えば、例として、これは市の財産だったんですけど、その昔の庁舎が合併に伴って空き地が出たんです。そこを地元の優良な不動産会社が定期借地借家権でマンションをつくりました。それを50年以上の定借で貸しつけて、50年後には市に戻ってくるということをやっているんです。これはすべて安価でやりましたから、売却は完全に終わっています。よく民間ではCRSと言うんですけど、いわゆる不動産の有効活用、有効利用というのをやるんですよ。県ももう少しそのぐらいのことを考えたほうがいいですよ。頭は、何でもかんでも売ればいい、売ればいい。市町村だってそんな借り手はいないですよ。市町村に買えといたって、余り買ってくれるところはないですね。たまたま大月市で買ってくれたからいいようなものの、あのままずっと置き放しにするようなものですよ。だから、知恵を働かすんですよ。民の力というか、民の知恵を使うんです。机上の空論で頭をがちがちにしないで、いろんなところへ情報を引っ張るんです。こんなことを言うと質問じゃなくなるんですけど、ちょっとそここのところをね。だから、民に売るという話だったから、民には貸して、有効利用して、そこから収入を得て、雑収入というか、財産収入をふやしていくんです。限られた税収がないわけですから、そういうことをぜひ考えていただきたいと思います。

矢島管財課長

本当にそういった御意見をいろいろ考えていきたいと思っております。民間に売るにしても、市町村に譲渡するにしても、すぐにできるということがなかなかないものですから、その間、ただ草を生やしておくのも良くないと思いますので、決まるまでの間だけでも民間に貸してお金を取るという形で稼いでまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

討論

なし

採決

全員一致で原案に賛成すべきものと決定した。

※ 第23号

平成22年度山梨県市町村振興資金特別会計予算

質疑

なし

討論

なし

採決

全員一致で原案に賛成すべきものと決定した。

※ 第24号

平成22年度山梨県県税証紙特別会計予算

質疑

なし

討論

なし

採決 全員一致で原案に賛成すべきものと決定した。

※ 第25号 平成22年度山梨県集中管理特別会計予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案に賛成すべきものと決定した。

※ 第29号 平成22年度山梨県公債管理特別会計予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案に賛成すべきものと決定した。

※ 第1号 公立大学法人山梨県立大学への職員の引継ぎに関する条例制定の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案に可決すべきものと決定した。

※ 第2号 山梨県立大学の公立大学法人への移行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案に可決すべきものと決定した。

※ 第4号 山梨県の事務処理の特例に関する条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案に可決すべきものと決定した。

※ 第5号 山梨県情報公開条例等中改正の件  
質疑 なし  
討論 なし  
採決 全員一致で原案に可決すべきものと決定した。

※ 第7号 山梨県職員定数条例中改正の件  
質疑 なし  
討論 なし  
採決 全員一致で原案に可決すべきものと決定した。

※ 第8号 山梨県職員給与条例等中改正の件  
質疑 なし  
討論 なし  
採決 全員一致で原案に可決すべきものと決定した。

※ 第9号 山梨県手数料条例中改正の件  
質疑 なし  
討論 なし  
採決 全員一致で原案に可決すべきものと決定した。

※ 第33号 全国自治宝くじ事務協議会規約中変更の件  
質疑 なし  
討論 なし  
採決 全員一致で原案に可決すべきものと決定した。

※ 第34号 関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会規約中変更の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案に可決すべきものと決定した。

請願第 19-10 号 保険業法の制度と運用を見直し、自主的な共済の保険業法の適用除外を求めることについて

意見 (「継続審査」と呼ぶ者あり)

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

請願第 22- 3 号 永住外国人に対する地方参政権付与の法制化に反対する意見書を国へ提出することを求めることについて

意見 (「採択」と呼ぶ者あり)

討論

仁ノ平委員 永住外国人の地方参政権の付与に反対の意見書を挙げよとの請願ですが、反対の立場で討論をしたいと思います。いろいろ論点はあるかと思いますが、3点に絞り、申し上げたいと思います。

まず1点は、現在、世界では、約40カ国を超える国で永住外国人に地方参政権を付与しております。OECD加盟国の中でも付与していないのは、我が国だけあります。それは、世界の趨勢であり、日本の動向を世界が注目しております。それはどういうことかということ、永住権を得て外国に暮らす日本人がかの地で参政権を得て暮らしているということであり、相互主義の観点から、我が国に暮らす永住権を持つ外国人にも参政権を与えるべきだと私は思います。

2点目、我が国に暮らす永住外国人は、納税の義務を果たしております。我々と全く同じ納税をしております。ということは、選挙費用も負担しております。権利を果たしていながら、参政権という権利が保障されないのはいかがでしょうか。

3点目。コミュニティ、町、自治体は、なるべくその正員に近い構成員により意思決定をなされるのがより望ましいと私は考えます。

以上3点からこの請願に反対ですが、さらに1つつけ加えますと、請願の文章の中に、このことを付与すると、我が国の安全保障、国土保全に重大な危機をもたらす可能性が大であると請願には書いてあるのですが、山梨県を例にとりますと、人口約90万人であります。そのうち永住権を持って暮らす外国の方は0.1%に満たないのであります。しかも、被参政権を付与せよというわけではありませんので、市長になったり議員になったりすることはありません。そういうことからして、しかも、申請主義ですからね、欲しい

と言った方にだけ付与するものですから、ちょっとここに書いたような、我が国の安全保障、国土保全に重大な危機をもたらすということは考えられません。

以上のような観点から、私はこの請願に反対です。委員の皆様のご賛同があらんことをお願いいたしまして、討論いたします。

採決 賛成多数で採択すべきものと決定した。

## ※所管事項

### 質疑

(火災警報器の設置義務化について)

望月委員 消防防災の関係で、所管事項で1点お聞きしたいと思います。

最近、新聞、テレビ等で、火災の際、火災警報器がなくて、子供あるいはお年寄りの方の死亡災害が非常に多く出ていると報道されています。県下でも最近そういう報道がされておりますが、まず1点、既存の住宅における火災警報器の設置義務は23年6月となっておりますが、これは過日の新聞等にも出ましたが、全国の普及率が52%、山梨県におかれましては普及率が28%、全国で下から6番目というような状況でございますが、この件につきまして、現在どうなっているのか、その点をお伺いします。

堀内消防防災課長 委員の御指摘のとおりでございます。昨年12月末現在のものを消防庁のほうで集計をしましたら、全国では52%の普及率に対し、本県では28%、全国で42位ということでございます。本県は非常におくれているわけなんですけど、この原因等を分析しますと、実は、全国の市町村のうちの49.5%に当たる518市町村が23年6月を義務化の期限としまして、実はそれより早く取り組んでいる市町村もございまして、残り約50%の市町村について、平成22年に、あるいは21年度に条例上義務化しているところもあります。本県の市町村につきましては、全市町村が条例で23年6月からの義務化としておりますので、少し取り組みがおくれた点もございまして、それは余り理由にならなくて、確かに全国で42位という数字は余りよくありませんので、頑張っておく市町村と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

望月委員 今回の答弁を聞きまして、山梨県でも非常に努力して普及に力を入れてもらわないとならないですけど、この火災警報器の設置というものは、やはり火災の状況を見ても非常に重要でありますし、特にこれから高齢化の状況、また、夫婦共働きで子供だけで留守番する状況、また、深夜の火災等においても、この警報器がついておれば命が助かったというような状況が恐らく出てくると思うんですけど、山梨県では、この低い普及率の中でどのような取り組みをしているのかお伺いします。

堀内消防防災課長 普及率が低いということでございまして、昨年の9月議会でもそういった御質問をいただきまして、昨年の9月補正におきまして、住宅用火災警報器の普及の拡大キャンペーンをしたいということで、予算を計上させていただきました。その後、11月の火災予防運動、また、3月に火災予防運動がち

ようであったんですが、そういうときも含めまして、県下約32カ所においてホームセンターなど、実際に火災警報器を販売している店などを中心にキャンペーンをしているところがございます。パンフレット等もつくり、配付をして、普及啓発に努めているところがございます。

それから、市町村に対しても、消防本部、あるいは消防関係機関であります山梨県女性防火クラブなどのお力を得まして、普及啓発に努めているところがございます。

望月委員

各方面にわたって周知徹底をしながら協力をお願いしているということですが、私も昨年の9月議会の委員会でも言わせていただいたんですが、どうもその後の県下の状況を見ても、火災で亡くなる方の状況がふえております。そういうことの中で、この義務づけというものは何のための義務づけかということ周知徹底してもらわなければならないし、また、市町村においても、早川町などでは世帯が少ないということもあります。全戸へ無料配付をしているということの状況も聞いております。こうした状況を県としては各市町村、それから、消防本部との連携強化にどのように取り組んでいるのかお伺いします。

堀内消防防災課長

県での取り組みというのは、周知、普及啓発に限られてしまい、実際に、委員の御指摘がありました無料配付などは、市町村の力によるところが大きいと思います。全戸配付をしている町村は、早川町と、それから丹波山村が現在ではございます。そのほかに、これは福祉部門からになります。高齢者等の世帯に配付しているところが県内で9市町村でございます。全戸配布は2町村、それから、高齢者等の世帯に配付しているのが9市町村という状況で、それぞれの市町村の事情もございしますが、そういった形で努力をいただいているところがございます。

それから、現実に無料配付になっても、高齢者等で取りつけが大変だということもあるので、市町村で消防団をお願いをしまして、実際に消防団が取りつけをしているというようなところもあるということでございます。市町村、あるいは消防関係機関の協力というのが非常に重要になってきますので、そちらとも連携をして、とにかく普及拡大に努めてまいりたいと考えております。

望月委員

高齢者の方、ひとり暮らしの方は天井への取りつけが非常に難しいということで、地域の消防の方にも支援を頼んでいる状況でございますが、これはやっぱりそうした行政的、また、地域の支援がないとなかなか普及率も上がってこないんじゃないかと思うんですけど、そこらも周知徹底して、そういう方策も県としてもこれから考えていかなければならないと思うんですけど、その点よろしくお伺いします。

それから、23年6月、消防法か何かで義務づけになっていると思うんですけど、もし23年6月までに既存の住宅で設置ができない場合、罰則というものがあるのか、個人の住宅の場合にはどのような処置がとられるのか、その点をお伺いします。

堀内消防防災課長

平成18年から新築の住宅には義務づけられておまして、新築の場合、取りつけができていないと建築確認がおりないということで、実際にその住宅に住めないという形になりますので必ず設置されるんですが、既存の住宅については、実は条例での義務化でありまして、罰則規定はないという状

況でございます。そういうこともあって、少しおくらしているのかなということもありますが、我が身を守ることで、市町村がそれぞれ条例で23年6月という期限を定めておりますので、ぜひ住民の方にも用意していただいて、取り付けをしていただけるように、一層普及啓発に努めてまいりたいということでございます。

望月委員 最後に、県、それから市町村などの公共施設における火災警報器の設置状況等と公共施設への県の指導はどうしているのかお伺いします。

堀内消防防災課長 県の公共施設等については、いわゆる住宅とは違い、消防法に基づいて、施設によっては、スプリンクラー等の設置が義務づけられておりますので、当然設置されております。それから、県の施設ということで、宿舎、県営住宅等についても既に設置されております。先ほど申し上げましたように、平成18年以降の新築住宅には問題なく設置されておるんですが、既存の住宅が一番まだ普及が足りないという状況でございます。一生懸命その点は努力をしてみたいと考えております。

望月委員 県の施設はおおむね設置されているということで安心したわけですが、やはり県の施設とか市町村の施設についてではなく、個人住宅への普及率を上げていただくようお願いをしながら質問を終わります。

(包括外部監査について)

白壁委員 監査委員にお伺いしたいんですが、今、監査委員については、もちろん監査委員がいて、その事務的なものを事務局でやっておられると思うのですが、包括外部監査に対する監査というものについては、どのようなところまでなされているか、御存じの限りで結構ですから、お知らせください。

成島監査委員事務局次長 監査委員と外部監査人は、お互いが独立しており、監査委員は包括外部監査人の監査に立ち入って監査することはできません。ただし、監査委員は、包括外部監査委託契約の執行状況について、関係担当課である行政改革推進課の監査を行うことは可能であります。

内容につきましては、包括外部監査委託契約の締結事務の適正化、委託業務が契約書の内容に沿って履行されているか、包括外部監査人から提出された監査費用の額を確定するために必要な資料の内容は適正か、監査費用の額の確定は適正か、監査費用の支払い事業は適正か、いわゆる財務会計事務についての監査を行っております。

白壁委員 お互い独立したものですから。ただし、支出については公金ですからね。ですから、その辺はしっかりと調べていただかなければならないんですけど、現状として、書類的なもの。例えば、たしか時給一万三千百何十円の包括外部監査の時給の方なんです。この方が6時間働いた。よって、7万9,000円の日当になると。その方には、補助人という方が、これは公示されていますから、この方は1万1,500円の時給の方。1万1,500円ですね。ですから、7万9,000円を6時間で割ればいいわけですね。こういう高額の方々がいて、この方々が20日間働くんなんです。20日間働いて合計で1,748万円だと思ったんですけど、それが委託されていると。この内容について監査できるんですよ。確認です。

成島監査委員事務局次長 内容につきましては、監査を行っております。

白壁委員 今、行革という話をしましたけど、我々は労働者ですから、最低賃金は時給677円なんですね。677円と1万3,166円じゃちょっと何だか、質問するのがおこがましいんですけど、その中で、監査人として事務局に対してどういう資料を提出しているのか、この辺をお聞きしたいと思います。

成島監査委員事務局次長 監査において、執務時間につきましては、実績報告書に記載されている執務記録、契約書の提出を求めています。これには、監査対象、監査場所等が記載されています。監査実施状況等の突き合わせを行い、確認し、妥当な執務時間であると判断しております。

白壁委員 執務時間の中で時間数があつて、場所があつて、どんな目的でやったかということ監査委員に報告をして監査を受けているということですね。その中には、外部に対して、例えば、出先に出張して、車で行きました。燃料を使いました。多分キロ37円という話なんでしょうけど、こういうものもその中に含まれているわけでしょうか。

成島監査委員事務局次長 算定の中に実費として出しまして、今おっしゃられましたキロ37円を条例に基づいて支給しております。

白壁委員 この書類をつくる際には、多分、出先に行ってどこかホテルを借りて書類をつくるということはないと思うんですね。多分、会計士の先生の事務所を使われると思うんですが、書類を作成するときにはその事務所を使うと思うんですね。そのときに、例えば、会計士ですから、顧問先がいっぱいあります。そこから電話が入ってきた。この電話の間は時間を、労働時間というか、制約時間から抜いているんでしょうね。確認です。

成島監査委員事務局次長 執務時間の勤務内容についての報告を受けておまして、その中には、今委員がおっしゃったような事例はございません。

白壁委員 事例はあるかどうか、報告の中でね。そのように言われているからそのとおりだということですよ。例えば、お店を営業しています。お客さんが来ました。あなたのところはだめです。この時間は拘束されていますからってなかなか言いにくいんじゃないかなと思うんですけど、こういうところまでの確認ってなかなか難しいんでしょうね。いわゆる執務費用として時間掛ける、20日間ということですから。20日間で割ってきていますから。実績報告書は知りませんよ。私が言っているのは、予算の根拠となるものについてしか話をしていませんから。その中でいきますと、20日間という間に、1日書類を作成する時間が6時間ありました。掛ける何日間でした。そのときは、事務所のかぎを閉めて、ほかのものは全部シャットアウトして、包括外部監査人もそこにおいて、もしくは自分の事務所において、すべてシャットアウトして、それしかしていません。ここの確認ができるかどうかということなんですね。でも、会計士というのは聖人でしょうか。そこは聖域でしょうか。聖域じゃないんでしょうね。そのために監査委員がいるわけですから。もう一点、そこに請求された約2,000万円のうちの千七百数十万円が上限ですから、21年度契約が1,748万円で、その中に、180部の資料作成費用38万何がしというのがございました。この38万円というのは、

180部なんですね。これは本来から言うと、基本費用に含まれているという行政改革推進課の話でもありましたけど、わざわざ会計士の先生は分けてくれたんですね。こんなにかかったよ。この中で実際には180部という県の中の試算があるけど、220部作成したから、40部は私がいただきました。その分を抜いた枚数の金額をその中に入れておきましたということが「風のたより」にあったんですが、この辺の確認っていかがでしょう。180部だったんでしょうか、220部だったんでしょうか。

成島監査委員事務局次長 20年度の実績報告書には、印刷費用ということで、36万8,000円掲載されておりまして、これにつきましては、220部を刷ったんですけども、監査人が必要な個人書類にしたいというのが40部ありまして、180部の案分で印刷されておりまして。

白壁委員

印刷というのは不思議なものでして、版代、いわゆる印刷するための版が1つあるんですね。これが会社によっては3分の2ぐらい見積もりでくるということなんですね。半分ぐらいということなんです。紙は安いもので、インクはリッター幾らというようなものですから、極めて安いもの。一番高いのは版代なんですよ。その版代が込み込みの中で、県で180部とか220部にして40部を私がもらいますから。私にはこれを何にするのかわかりません。多分、実績にすることということで、皆さんのほうに配るんでしょうね。これはちょっと公私混同というか、言い方を変えると、余りいい傾向じゃないと思うんですが、こういうところというのは、実績表は監査委員のお手元にあるということですから、こういうところまでしっかり監査しているんでしょうか。

議会選出監査委員というのは、これは襟を正すんでしょうね。監査委員が包括外部監査に対して議会選出で行くとなると余りよくないということで、中に立ち会っていないようですね。これはこれでしょうがないことなんですけど、こういうところまでしっかりとぜひ監査していただきたい。というのは、私は、金額を見てびっくりしたんです。20日間で1,748万円ですよ。20日間で1,748万円というと、極めていい値段だなと私は思ったんですね。だから、こういう質問をさせていただきました。決してそれが全国で今言われているような監査委員の通信簿だとか、こういうのも出ています。たった8ページで千何百万円請求したとか、いろいろなものがありますが、成果物は間違いなく成果物なんですけど、基本的なものとしてこういうものはしっかりと内容的なものを監査できる方向にこれから県のほうも整備していただかなければなりませんし、監査委員としてもしっかりと、その辺は聖域でもないと思うんです。お互いミスがあるかもしれません。どういうミスがあるかわからない。ですから、故意であるかどうかわかりませんよ。しっかりとその辺は監査の方向性をつけていただいて、監査していただきたいと思います。

戸島代表監査委員 包括外部監査人と監査委員、お互いが補完し合って県民の信頼を勝ち得ることが大切であります。そのためにお互いが機能し合うということで、必要な仕組みであると考えておりまして、今、委員のほうからお話がございました基本単価とか、あとは執務経費、こうしたものにつきましても、例えば、執務経費等につきましては、報告書のボリューム、それと執務時間、この割合でおおむね妥当な執務をしているのではないかと、あるいは基本単価につきましては、公認会計士の標準報酬規定というのがございまして、こうしたも

のを参考に妥当性等についても見ているところでございまして、より詳細に見るのはもちろん必要なことだと思いますし、監査委員としてもそれはやらなければいけないと思っておりますが、おおむね今の状況では妥当な数字ではないかと考えております。今後とも県民の信頼を得るように、双方が機能し合いながら仕事をしてまいりたいと考えております。

(県立大学について)

白壁委員

最低賃金が時給677円に対して1万3,166円というのはちょっと違うかなと思って質問していたんですけど、いずれにしても、これから細かいところも多分決めてくるようになるでしょう。そうなってくると、監査委員の方々もよりいいし、包括外部監査の方もしっかりとそこで明確にできるしということになると思いますけど、県民に疑われるというか、不信感を持たれないようなものにぜひともしていただきたいと思います。

もう一点、県立大学の関係をお願いしたいんですけど、今、パブリックコメントが行われています。今現状、反応はいかがでしょうか。

鈴木私学文書課長 本日、確認しましたところ、まだ意見は件数ゼロでございます。

白壁委員

パブリックコメントが意見ゼロというのはまた困りますね。何のためのパブリックコメントかわからなくなりますね。こういうのはしっかり広報していただいて、どんどん皆さんから意見が来るようにしていただかなければならないんですけど、済みません、前後するようなんですけど、総務部長にぜひお聞きしたい。県立大学はいつごろまで持たせるつもりですか。

古賀総務部長

持たせるという趣旨がいま一つちょっとはっきりわかりませんが、基本的には県民のための県立大学ということで、そしてこれは、今回の中期目標の中では、全国の公立大学法人の場合には、基本的には半数ぐらいは大学院というところまで踏み込んでおりますので、そういった検討も公立大学法人化ということ踏まえてまた検討を始めるということでございますので。将来的にどういう形になっていくのかというのは、そのときそのときの状況にも大きく左右される問題だとは思いますが、いずれにいたしましても、地域の発展、そして、県民にとって非常に有用な県民のための大学として今後ともその役割を果たしていけるように、我々としてはその役割をしっかりと考えていくということだと思います。

白壁委員

県立大学というのは1つしかありませんから、これが県民のためになるような大学として維持存続していただきたい。ただ、今、世の中は少子化の中で、学校もさまざま、なかなかうまく運営できなくて、淘汰されているところもだんだん出てくるんですね。これはしょうがないことなんです。ただ、県立大学はこれから維持存続していかなければならない。そのためには、知事もよく言われているとおり、やはり特色ある学校にしなければならないということなんです。

もう一つは、これからの大学というのは、ただ学校の子供たちを教えるだけじゃなくて、社会教育的な施設としても維持存続というか、社会教育的な施設としても力を入れていかなければならないと思うんですね。そのうちの1つが、今言われました大学院なんです。今現状は、看護の部門の大学院が1つ。そこに20名。ほかの2部門については、大学院が現状設置されていない。大学を卒業すると県外へ出てしまいます。これから大学院の設置とい

うのはどのようにお考えか伺います。

鈴木私学文書課長 現在、看護学部だけではありますが、国際政策学部、人間福祉学部、同じ系統の全国の公立大学を見ましても、大学院を設置していないところが残り少なくなっております。それで、今回、パブリックコメントに掲げております中期目標におきましては、大学院機能の充実を含めた教育研究機能のあり方について検討するというところで、指示をする予定でございます。といいますのも、大学側で大学院機能のあり方、必要性を検討しまして、必要であるということについては県と常に協議をしまして、意見を交わしまして決定しているわけですが、大学が法人化後直ちに検討を始めます。必要だとなれば、県と相談の上、県民の意見、議会の意見を反映しながら、中期目標を策定していただきます。

白壁委員 私もパブコメを見させていただいて、中期目標の中に、教育研究組織の見直しに関する目標というのがあって、地域ニーズや時代の変化に的確に対応するために、大学院機能の充実を含めた教育の云々とありますが、こういうのは極めて重要だと思うんです。大学院というのが絶対必要ですので。現状として県外へ出るなんていうことはもったいないことですから。せっかく県立大学は偏差値も相当高くなっていますから、その子供たちが県内で大学院を出て、大学院でここへ就職してもらい、もしくは県外からもどンドン来るような大学になって、これから大学として維持存続していただきたい、長く持たせていただきたい。

それと、1月26日の山日新聞に看護実践研究開発センターについて載っておりました。これは今この方向で進んでいるようですが、看護系統についても、地域の要望というか、看護協会からも要望が強いですし、実に重要なことだと思うんですね。この点については、実際にこういう方向でいくということでしょうか。10年から15年度ということですが、この辺はどのようになっているのでしょうか。

鈴木私学文書課長 看護実践教育センターでいわゆる認定看護師を養成していくということで、研究センターは法人化と同時に立ち上げていきたいと思っております。事前に準備を進めまして、認定看護師の養成講座の開設を来年10月までにはしたいと考えて準備をしております。

白壁委員 極めて重要なところですから。病院の看護等の話も聞いたり、いろいろ看護連盟なんかの話を知ると、極めて重要な要素ですね。こういうものはぜひ確実な方向で設置をしていただきたいと思っております。

それと、今、看護師が少ないですね。看護師が病院を選ぶような時代が来ている。こういう状況の中でいくと、やっぱり地域として、例えば、県だとか、大学とか、病院とか、看護師協会などが産学官としての取り組みを強化して、こういう人たちに、病院とうまく強化しながら、連携を深めながらこういう看護師が地元に着くような、うまく病院なんか振り分けられるような仕組みをつくっていかねばならないと思うんですが、いかがでしょうか。

鈴木私学文書課長 看護学部の卒業生は県内就職が第1であります。現在やっておりますのが、就職ガイダンスとか一般的なもので言いますと、県立大の卒業生が就職した病院から説明をもらうとか、その病院へ見学に行くとか、病院説明会へみん

な行きなさいという指導をしておるんですが、看護協会の会長さんなんかもっと病院と連携が必要ということで、評価委員にもなっていただいております。まずは、県内就職の就職率を上げるということで、このところ毎年県内就職率、徐々にではありますが、アップしてきております。少なくとも半数以上には直ちに行けるように頑張りたいと思います。

#### 白壁委員

いずれにしても、いろんなものを組み合わせていかないと、これから大学がうまく存続しながら、子供たちが県外に行かずに、もしくは県外からここに来て、ここで大学院を卒業して、地元の、地域のためになる。現状の看護師なんか、一生懸命勉強しても県外に出てしまう。こういうのを食い止めなければならない。計画的な看護師の配備もしなければならない。こういうことをぜひ県も積極的に目標の中で、充実とかアバウトな表現ではなくて、中に入りながら、県立大学の先生方というのはしっかりしていますから、いろいろやってくれるとは思いますが、ぜひ県も中に入りながら、中期目標作成の際、我々も議会としての議決もあるんですけど、ぜひその辺でいい方向を出していただくように、県立大学というのは山梨唯一の県立大学ですから、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

最後に、学部の追加。現状は、極端に言うと、3つですよね。これから学部をつくっていかなければならないと思うんですね。今の社会人間学とか、看護だとか、3つ程度のものだと、なかなかそこからふやしていくということは難しいと思うんです。以前、委員会のときもちょっと話をさせていただいたんですけど、OTとかPTとか、こういうものも必要じゃないかという話をしたら、富士北麓地域に健康科学大学があって、あそこで出しているから、子供たちに教育しているから、そういうところに影響するとかという話も若干ありましたが、しかし、こればかりじゃないんですね。あらゆる方向のものを考えていかないと、少子化の中でいくと、大学の存続というのもどこかでとまるような気がするんですね。この点についてはいかがお考えですか。

#### 鈴木私学文書課長

先ほどの大学院も含めまして、学部の再編ですとか、新設という問題ですが、これは法人化のほうにつきましても、県民のための大学、県立大学としまして、県の方針、施策にのっとってやっていく必要があります。中期目標に、県の方針にのっとった目標が掲げられるわけなんですけど、その中で、先ほどからありましたように、大学が検討した上で、将来を見据えて、学部の新設ですとか、大学院が必要だということで、県のほうも県民の理解を得られる中で中期目標を変更していくこともあろうかと思っております。ただ、地域に必要な人材が何かと言われても、大学を卒業するまで最低4年間は人材育成にかかりますので、先の時代を見越した方針を立てていく必要がありますので、県と大学が常に密接に連携しながら、時代を読みながら、県の方針として打ち出していくものがあるか検討していきたいと思っております。

#### その他

- ・本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成並びに委員長報告については委員長に委任された。
- ・閉会中もなお継続して調査を要する事件については配付資料のとおり決定された。
- ・平成22年1月28日に実施された閉会中の継続審査案件に係る県内調査

について、議長あてに報告書を提出したことが報告された。

以 上

総務委員長 保延 実